

議案第 5 号

関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正について

関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 6 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

市議会議員の議員報酬月額及び特別職職員の給料月額を改定するため、この条例を定めようとする。

関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び関市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表議長の項中「480,000円」を「468,000円」に改め、同表副議長の項中「440,000円」を「428,000円」に改め、同表議員の項中「416,000円」を「404,000円」に改める。

(関市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 関市特別職職員の給与等に関する条例（昭和43年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「947,000円」を「919,000円」に改め、同条第2号中「760,000円」を「737,000円」に改め、同条第3号中「663,000円」を「643,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。